

議案第 59 号

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)の一部改正に伴い、引用している同法の条文や語句について所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

# 災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

災害派遣手当等に関する条例(昭和 39 年羽曳野市条例第 283 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 44 条」を「第 26 条の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣職員」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 2 条第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣職員」に改める。

## 附 則

この条例は、令和 5 年 9 月 1 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

災害派遣手当等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 2 項及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項並びに災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 19 条の規定に基づき、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規定する職員及び大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)第 56 条第 1 項に規定する職員(以下「災害応急対策等派遣職員」という。)に支給する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条に規定する職員(以下「国民保護等派遣職員」という。)に支給する武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 26 条の 8 に規定する職員(以下「<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣職員</u>」という。)に支給する<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>(以下これらを「災害派遣手当等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(手当額等)</p> <p>第 2 条 災害派遣手当等は、災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣職員</u>(以下「派遣職員」という。)が住所又は居所を離れて羽曳野市の区域内に滞在することを要する場合に限り滞在した期間及び利用施設の区分に応じ別表に定める額を支給する。</p> <p>2 省略 以下省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 2 項及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項並びに災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 19 条の規定に基づき、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規定する職員及び大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)第 56 条第 1 項に規定する職員(以下「災害応急対策等派遣職員」という。)に支給する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条に規定する職員(以下「国民保護等派遣職員」という。)に支給する武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 44 条に規定する職員(以下「<u>新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員</u>」という。)に支給する<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>(以下これらを「災害派遣手当等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(手当額等)</p> <p>第 2 条 災害派遣手当等は、災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は<u>新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員</u>(以下「派遣職員」という。)が住所又は居所を離れて羽曳野市の区域内に滞在することを要する場合に限り滞在した期間及び利用施設の区分に応じ別表に定める額を支給する。</p> <p>2 省略 以下省略</p>